

「和歌山県青少年健全育成条例の改正の方針について」
に関する意見募集結果及び県の考え方について

	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	心身未熟な子どもに危険な刃物を持たせる理由はなく、正当な道具としての刃物規制がされないため、「保護者は子どもを正しく育つように導き、手の及ばない保護者には行政が手を貸し指導する。」という改正方針に賛成である。	青少年から有害な刃物類を排除し、青少年を保護する親権者等に対して義務を強化する必要があると考えます。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます、青少年の健全育成を図っていきます。